

**7月28日の大雨に伴う義援金受入はじまる  
富山県・石川県における大雨災害義援金**

去る7月28日に富山県・石川県の両県において発生した大雨に伴う災害では、家屋の損壊・多数の床上床下浸水、土砂崩れなどの被害をもたらし、多くの方々が不便な生活を余儀なくされております。

このため信用金庫では、日本赤十字社に寄託しそれぞれの県に設置された災害義援金募集配分委員会を通じて被災者に配分される義援金の受入れを開始するとともに、被災地の砺波信用金庫では、社団法人 全国信用金庫協会を介して全国の信用金庫に協力要請を行い、義援金の受入れを開始しました。

これにより各信用金庫に寄せられた義援金は、予め定められた手続きに基づき義援金受入口座に送金され、日本赤十字社および被災地の地方公共団体に寄付されることになっております。

私たち信用金庫は、この手続きに則り、責任をもって地域の皆さまからの善意の義援金をお預かりいたしますので、一日も早い被災地の復興に向けてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

被災地の信用金庫による義援金の取りまとめにつきましては、これまでも、各地で発生した地震災害や豪雨災害の際に実施しており、地域の復興に少しでもお役に立てるよう、全国の信用金庫が一丸となって取り組んで参りました。

地域とともに生きる信用金庫は、地域に対する思いが深く、地域へ貢献することを社会的使命としており、日々、実践を重ねています。

今回の義援金受入活動の概要は下記のとおりです。

記

信用金庫が受入を行う義援金

(1) 日本赤十字社に寄託し被災地に寄付する義援金

- ・ 取り扱い期間                      平成20年8月6日～平成20年8月29日
- ・ 寄 付 先                              富山県、石川県

(2) 被災地信用金庫が受け入れて地元の地方公共団体に寄付する義援金

- ・ 取り扱い期間                      平成20年8月11日～平成21年1月30日
- ・ 寄 付 先                              富山県南砺市(なんとし)

以 上